一般社団法人日本臨床発達心理士会 実践研究誌編集委員会規程

(総則)

第1条 実践研究誌編集委員会(以下,本委員会)の設置は,一般社団法人日本臨床発達心理士会(以下,本会)定款第42条の委員会の設置が定めるところに依拠する。

(目的)

第2条 本委員会は、「臨床発達心理実践研究」を編集することを目的とする。

(委員)

第3条 本委員会は、常任編集委員、編集委員をもって構成する。

常任編集委員は、本委員会の会議構成員となり「臨床発達心理実践研究」の刊行および送付までのすべての編集過程を担う委員とする。編集委員は、編集過程のうち投稿論文の査読を行う委員とする。

- 2 委員は本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、本会正会員の中から理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 5 委員長指名による副委員長を置き、委員長を補佐することができる。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。

(事業)

- 第4条 本委員会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- ① 「臨床発達心理実践研究」の編集と刊行、ならびに本会正会員、関係機関への送付
- ② その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

(決議)

第5条 本委員会の決議は、常任編集委員の過半数をもって行う。

(委員会の開催)

第6条 本委員会の会議は、委員長が常任編集委員を招集し、必要に応じ開催する。

(本規約の変更)

- 第7条 本規程の改正は、理事会の決議を得るものとする。
- 2 本規程に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は本委員会において定める。

附則

本規程は、2023年6月25日より施行する。 2024年2月23日 一部改定